

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																											
札幌心療福祉専門学校		平成8年11月28日		岡積 義雄		〒064-0822 札幌市中央区北2条西20丁目2-28 (電話) 011-643-8241																											
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																											
学校法人 西野学園		昭和43年1月10日		前鼻 英蔵		〒063-0034 札幌市西区西野4条6丁目11-15 (電話) 011-661-6514																											
分野	認定課程名		認定学科名			専門士		高度専門士																									
教育・社会福祉	専門		精神保健福祉科			平成6年文部科学省告示 第84号		—																									
学科の目的	本校の精神保健福祉科は、学校教育法及び精神保健福祉士法の趣旨にのっとり、精神障害者の保健及び福祉分野に特化したスペシフィックソーシャル ワーカーの育成を目指す。その為に本校では、講義、演習、実習の学習を通し様々な知識や技術を習得させるとともに、将来にわたり社会に貢献できる 人材の育成を目指し教育を行う。																																
認定年月日	平成27年 2月17日																																
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位 数	講義		演習	実習	実験	実技																									
3 年	昼間	2,614時間	1,620時間		630時間	364時間	0時間	0時間																									
生徒総定員	生徒実員		留学生数(生徒実員の内)	専任教員数		兼任教員数		総教員数																									
120人	40人		0人	5人		25人		30人																									
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 評価は定期試験、または実習・演習などの成績ならびに平 素の学習活動全般から得られる評価資料(レポート等)に基 づいて総合的に行う。科目の成績の総合評価は100点法を もって行う。 科目の評定は総合評価に基づいて秀・優・良・可・不可の5 段階。																												
長期休み	■学年始め: 4月1日～4月1日 ■夏 季: 8月4日～8月28日 ■冬 季: 12月23日～1月16日 ■学 年 末: 3月15日～3月31日			卒業・進級 条件	校長は教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべ てを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認 定する。 所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業 証書を授与する。																												
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 「医療・福祉の現場で求められる人材の育成」を達成するた めに学校生活での様々な悩みや問題に対して相談に応じ、 円滑に過ごせるようサポートする。入学前教育から、国家試 験対策やスキルアップの支援まで、目標の実現を支えていく。			課外活動	■課外活動の種類 ・ボランティア参加 ・有償ボランティアの紹介 ・関連施設へのアルバイトの紹介 ■サークル活動: 有																												
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和元年度卒業生) ・精神科病院 ・精神関連の障害福祉サービス事業所 ・知的障害者に関する施設 ・児童デイサービス ・市町村社会福祉協議会 ■就職指導内容 入学当初より職業人への意識向上を図っている。在学中 は、学生サポートセンターの就職担当者から職業ガイダンス (卒業年次の1年間にはオリエンテーション、履歴書作成、出 願・面接等の指導)が行われ、担任との面談等を経て希望就 職先を決定している。 ■卒業者数 : 14 人 ■就職希望者 : 13 人 ■就職者数 : 13 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 93 % ■その他 ・進学者数: 0人 (令和 元年度卒業者に関する 令和2年5月1日 時点の情報)			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和元年度卒業者に関する令和2年5月1日時点の情報) <table><tr><td>資格・検定名</td><td>種別</td><td>受験者数</td><td>合格者数</td></tr><tr><td>精神保健福祉士</td><td>③</td><td>31人</td><td>7人</td></tr><tr><td>社会福祉士</td><td>③</td><td>32人</td><td>9人</td></tr><tr><td>社会福祉主事任用資格</td><td>①</td><td>14人</td><td>14人</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のい ずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得する もの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 精神保健福祉士・社会福祉士の受験資格は卒業後、実務 経験1年が必要なため、受験者数・合格者数は過年度生の 数字。					資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	精神保健福祉士	③	31人	7人	社会福祉士	③	32人	9人	社会福祉主事任用資格	①	14人	14人								
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																														
精神保健福祉士	③	31人	7人																														
社会福祉士	③	32人	9人																														
社会福祉主事任用資格	①	14人	14人																														
中途退学 の現状	■中途退学者 2 名 平成31年4月1日時点において、在学者 4 0 名 (平成31年4月1日入学者を含む) 令和 2年3月31日時点において、在学者 3 8 名 (令和2年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 ・進路変更のため。 ・学費の支払いが困難なため。 ■中退防止・中退者支援のための取組 学校での学習がスムーズに行えるよう、入学前の基礎学力向上の取り組みから入学後の専門課程の学習、国家試験合格までを継続的に サポートする。また、担任や臨床心理士が学生生活を送る上でのトラブルや悩みを聴き、より良い解決法を共に考えていくほか、経済面など 生活全般についての相談や学生の心身の健康管理に関する相談を行っている。			■中退率 5 %																													

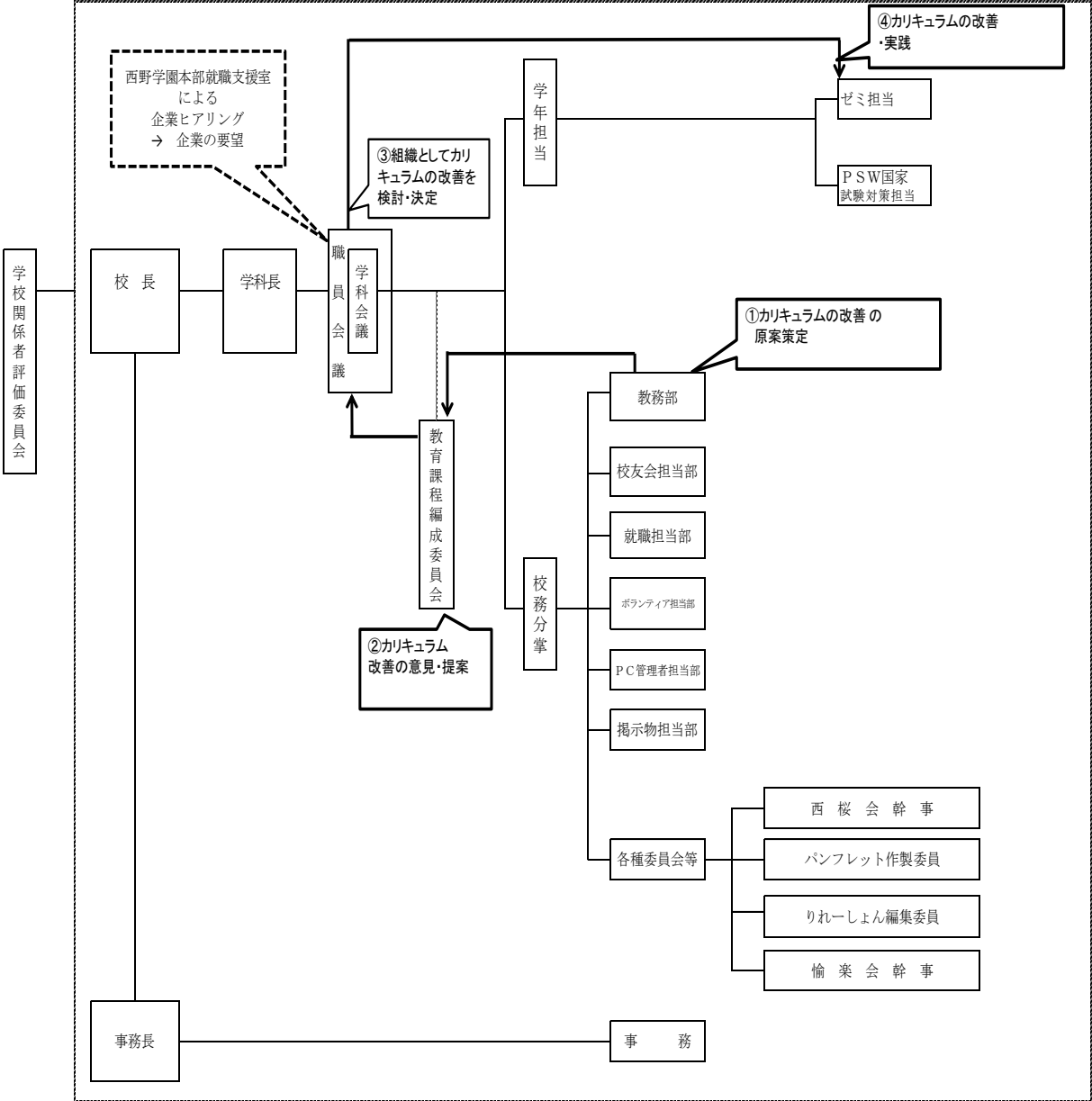
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度： 有 1. 西野学園修学サポート (1)西野学園各専門学校の在学または卒業生の親・子・兄弟・姉妹が本校へ入学した場合、初年度に10万円を支援します。 (2)総合型選抜および社会人選抜の入学試験にて受験し本校へ入学した方に対して、初年度に10万円を支援します。 2. 西野学園学費支援制度 経済的理由から学校納付金納入が困難な状況で、学業成績が平均水準以上で日常生活態度が良好な方に対し、第Ⅲ期学校納付金額を上限に支援します。 3. 遠距離通学サポート制度 遠距離（JRで概ね100km超）および経済的に進学が困難な方を対象として、通学定期券の半額を支援する制度です。 ■専門実践教育訓練給付： 給付対象・非給付対象
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価： 無
当該学科の ホームページ URL	URL:https://nishino-g.ac.jp/

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育課程の編成は(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む)、関係法令を順守し編成されなければならない。本校では、前述の事はもちろん、学生の実態・企業の要望を把握し教育課程編成委員会において慎重な議論を行い、決定される。
特に企業の要望については、西野学園本部学生サポートセンターが数カ月 にわたり企業へのヒアリングを実施し、その結果を学科会議で報告、全教職員にフィードバックする仕組みを構築し教育課程の編成に反映させている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記



(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年8月1日現在

名前	所属	任期	種別
三上 智史	合同会社 DISPO 代表社員 就労継続支援B型事業 キャラバンス アット ディスポ 施設長	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	③

大濱 伸昭	日本集団精神療法学会会員	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	②
岡積 義雄	札幌心療福祉専門学校 校長		
飯島 英幸	札幌心療福祉専門学校 精神保健福祉科 学科長		
佐藤 誉匡	札幌心療福祉専門学校 精神保健福祉科 副主任		

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和元年 6月14日 13:00～15:00

第2回 令和元年12月13日 13:00～15:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

学校教育において重要なことの一つにPDCAのサイクルがある。このサイクルを通して学校教育の改善が進む。その為には、校内での意見交換をはじめ、外部の方々からの意見の傾聴は大切である。

委員からの具体的な意見と活用状況は次の通り

○委員からの具体的な意見について

・教育課程の変更につきましては、もう少し具体的な変更内容が提示されてからどの学年に何の科目を取り入れるべきか今後必要となるのではないかと意見が聞かれた。また、教育課程変更のポイントに地域共生社会の実現・包括的な相談支援体制の構築などが謳われている。現段階でも授業に取り入れられるものがあれば、効果的と考える。

・町おこし隊のような活動や実際の仕事などを通したフィールドワークの必要性があり、カリキュラム変更を行う際、検討の必要があるのではないかと意見が聞かれた。

○活用状況について

・精神保健福祉士・社会福祉士の新カリキュラム導入に向けて、新カリキュラムに関する情報収集し、地域共生などのキーワードに関する事柄が連動でき、実際に体験を通したフィールドワークを盛り込むカリキュラム変更に取り組んでいく。また、教育課程変更のポイントに「地域共生社会の実現」・「包括的な相談支援体制の構築」などのテーマがあり、そのテーマに関わる内容について授業に取り入れて授業展開している。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

相談援助実習は、厚生労働省から通知されている「社会福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針」に則り展開し、下記の5項目を基本方針としている。

- 1 現場体験を通じて社会福祉士として仕事をする上で必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」の内容の理解を深める。
 - 2「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」を実際に活用し、相談援助業務に必要となる資質・能力・技術を習得する。
 - 3 職業倫理を身につけ、社会福祉士としての自覚に基づいた行動ができるようにする。
 - 4 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。
 - 5 関連分野の専門職との連携及びその具体的内容を理解する。
- 本校の授業での講義に加え、実際の現場での実習を実施することにより、さらに専門職の知識・技能の習得や社会福祉分野について理解を深められることになる。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

本校は2年次の10月に高齢者施設、知的障害者施設、児童関連施設など(184時間)における相談援助実習を実施している。

相談援助実習を実施する前年度の10月頃から実習の受け入れの依頼を行い、その際実習の内容等の確認をする。実習先に学生の配置が決定後、本校から実習先へ学生の情報を実習先へ連絡し、学生は実習の目標やその目標を達成する方策を記載した実習計画書を持ち実習の1～2カ月前に実習指導者と面談を実施する。

実習が開始すると、第1週目の金曜日は帰校日として担当教員は学生から実習の内容等について確認し、実習指導を行う。第2・3・4・5週目は担当教員が各実習先へ訪問し、実習指導者と学生に面談し実習の進捗状況などの確認し連携を図っている。

実習後は実習の成果や今後の課題についてまとめ実習報告集を作成し、全校生徒と実習先へ配布する。また、実習の成果の発表の場として実習報告会(パワーポイント使用)を実施し、実習指導者の方にも案内し参加して頂いている。

さらに、実習報告会後に実習指導者会議を開催し、相談援助実習について意見交換し次年度以降の実習指導の参考としている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
相談援助実習	実習を通して各自が社会福祉士としての自己の資質を高め、専門職としての知識や技術の定着を図る。	・社会福祉法人 西平和会 特別養護老人ホーム 五天山園・社会福祉法人 湊仁会 介護老人福祉施設 西円山敬樹園・社会福祉法人 北海道友愛福祉会 養護老人ホーム 江別盲人養護老人ホーム恵明園・社会福祉法人 義弘会 生活介護事業所 光友園・社会福祉法人 はるにれの里 生活介護事業所 ほしのみ・社会福祉法人 札幌三和福祉会 障がい者支援施設 三和荘・社会福祉法人 札幌報恩会 障がい者支援施設 グリーンホーム厚別・社会福祉法人 札幌育児園 児童養護施設 札幌育児園・特定非営利活動法人 発達支援サポーターズコンチェルト 障害児通所支援施設 児童デイサービス コンチェルト

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

本校は教職員研修規程により、関連分野における最新の知識・技能等を習得するための教職員の研修等に組織的・継続的に取り組んでいる。年度初めに教職員全員の研修年間計画を作成し提出するほか、必要により校長の命によって研修を指示する場合も研修費用は学校がバックアップし全体のレベルアップに努めている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

- ・研修名「2019年度 公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 基幹研修Ⅲ」(連携企業等: 日本精神保健福祉士協会)
期間: 6月1日(土)～6月2日(日) 対象: 専任教員
内容: 「精神保健福祉士の専門性Ⅲ、精神保健福祉制度・政策論Ⅱ、精神保健福祉士の実践論Ⅲ」
- ・研修名「私学経営研究会セミナー」(連携企業等:)
期間: 8月20日(火) 対象: 専任教員
内容: 「SD義務化と学内・学外研修制度のあり方」

② 指導力の修得・向上のための研修等

- ・研修名「夏季教職員研修会」(連携企業等: 学内研修会)
期間: 8月29日(木) 対象: 専任教員
内容: 「西野学園の求める人材像について」
「メンタルヘルスについて」
- ・研修名「リーダー研修」(連携企業等: 学内研修会)
期間: 10月29日(火) 対象: 教職員
内容: 「リーダーに必要な3シツプ」
- ・研修名「現状把握研修」(連携企業等: 学内研修会)
期間: 12月25日(水)26日(木)
内容: 「学科の現状把握」
- ・研修名「冬季教職員研修会」(連携企業等: 学内研修会)
期間: 1月15日(水)16日(木) 対象: 教職員
内容: 「2020年度の方針について」
- ・研修名「春季教職員研修会」(連携企業等: 学内研修会)
期間: 3月27日(金) 対象: 教職員
内容: 「2020年度に向けて」
- ・令和元年度全教員対象公開授業・授業検討会
本校では教員が年1回授業を公開して授業に関するスキルアップを図る。
1) 令和元年 5月27日(月) 科目名 「地域福祉の理論と方法」
2) 令和元年 7月 4日(木) 科目名 「保健医療サービス」
3) 令和元年11月18日(月) 科目名 「精神保健福祉に関する制度とサービス」

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

- ・研修名「第18回 福祉社会学会」(連携企業等:福祉社会学会)
期間:7月4日(土)～7月5日(日) 対象:専任教員
内容:「福祉社会学」

② 指導力の修得・向上のための研修等

- ・研修名「初任者研修」(連携企業等:学内研修会)
期間:4月1日(水)2日(木)3日(金) 対象:教職員
内容:「西野学園の教育理念および基本方針、学生サポートセンターの概要、教員の心得、授業技術の習得
教材開発、模擬授業」
- ・研修名「新S3・S4研修会」(連携企業等:学内研修会)
期間:6月9日(火) 対象:教職員
- ・研修名「S1・S2研修」(連携企業等:学内研修会)
期間:8月28日(金) 対象:教職員
- ・研修名「夏季教職員研修会」(連携企業等:学内研修会)
期間:8月28日(金) 対象:教職員
- ・研修名「リーダー研修」
期間:10月27日(火) 対象:教職員
- ・研修名「令和2年度第2回文部科学大臣認定 職業実践専門課程に係わる研修会」
期間:12月 対象:専任教員 (連携企業等:北海道私立専修学校各種学校連合会)
- ・研修名「冬季教職員研修会」(連携企業等:学内研修会)
期間:1月13日(水)14日(木) 対象:教職員
- ・研修名「春季教職員研修会」(連携企業等:学内研修会)
期間:3月29日(月) 対象:教職員
- ・令和元年度全教員対象公開授業・授業検討会
本校では全教員が年1回授業を公開して授業に関するスキルアップを図っている。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、学校関係者として卒業生らとともに、各専攻分野企業等から委員が参画した学校関係者評価委員会を設置。

特に、企業等との密接な連携による取組みを重要と考え、学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善を基本方針と考えている。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1 理念・目標・育人材は定められているか 2 社会のニーズ等を踏まえた学園の構想を抱いているか 3 理念・目的・育人材像・特色などが学生・保護者等に周知されているか
(2) 学校運営	4 目標等に沿った経営方針が策定されているか 5 経営組織は明確にされ、有効に機能しているか 6 情報システム等による業務の効率化が図られているか 7 学校内総合力を高めるための連携と協働体制の確立が図られているか 8 教育活動に関する情報公開が適切になされているか

(3)教育活動	9 教育理念・育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか 10 学校行事の適切な企画、円滑な運営がなされているか 11 授業規律を確保し、指導体制の立て直しが図られているか 12 関連分野の企業、関連施設等、業界団体等の連携により、教育課程の作成、見直し行われているか 13 成績評価、単位認定の基準は明確になっているか 14 授業評価の実施、評価体制があるか 15 職員の能力開発のための研修が行われているか 16 クラス担任と教科担任の連携を密にし、学生の実態にあった指導法の確立に努めているか
(4)学修成果	17 就職率の向上は図られているか 18 退学率の低減は図られているか 19 卒業生・在校生の社会的な活動及び評価を把握しているか
(5)学生支援	20 学生相談に関する体制は整備されているか 21 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか 22 保護者と適切に連携しているか 23 卒業生への支援体制はあるか 24 ロングホームルームなどを効果的に活用し、職業観の育成に努めているか 25 社会のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか 26 学生が自己理解、自己啓発、自己実現をするための方策が整備されているか
(6)教育環境	27 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか 28 図書室利用の活性化が図られているか 29 防災に対する体制は整備されているか
(7)学生の受入れ募集	30 学生の募集は適正に行われているか 31 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか
(8)財務	32 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか 33 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
(9)法令等の遵守	34 法令、専門学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 35 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか
(10)社会貢献・地域貢献	36 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか 37 学生のボランティア活動を奨励・支援しているか
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者の評価結果や改善方策等のうち、特に企業等から参画した委員の意見については、学科のカリキュラムや授業等の作成・見直し、実習、教職員の研修等の教育活動やその他「教育理念・目的・育成人材像、学生支援」等学校運営の改善に活かせるよう考え取り組んでいる。

委員からの具体的な意見と活用状況は次の通り

○委員からの具体的な意見について

・今年度より西野エントランスウェブを開設し動画パンフレットを作成したことを報告。委員の方に視聴していただき、委員からは文章をあまり読まない最近の学生に合わせた取り組みであると評価をいただく。また、経済的に困難を抱えている学生が入学志願している傾向があるため、教育費負担軽減新制度が認定されることで学生数の増加につながるのではないかと意見が聞かれた。

○活用状況について

・西野エントランスウェブの動画パンフレットに取り組み、紙のパンフレットでは伝えきれない内容を動画により伝えた。さらに、学校の様子が分かる画像をアップし、前年度より更新回数を増やし情報発信した。そして、本校は教育費負担軽減新制度に認定され、経済的な困難な学生に対しても受け入れできるよう、学生のサポートをさらに充実した。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和2年8月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
大 濱 伸昭	日本集団精神療法学会会員	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	企業等委員
田 中 尚幸	社会福祉法人 道北センター福祉会 道北ワークセンター(卒業生)	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	卒業生
三上 智史	合同会社 DISPO 代表社員 就労継続支援B型事業 キャラバンス アット ディスポ 施設長	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL: <https://nishino-g.ac.jp/>

公表時期: 令和2年12月(予定)

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校の学生が、どのようなカリキュラムを通じて知識・技能・技術を習得しているのか、また、質の高い教育プログラムを提供するために、学校としてどのような工夫・改善に取り組んでいるのか等を具体的な教育情報を分かりやすく公表し、本校の特色ある教育活動を積極的に発信している。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	● 学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針 ● 校長名、所在地、連絡先等 ● 学校の沿革、歴史
(2) 各学科等の教育	● 学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針 ● 校長名、所在地、連絡先等 ● 学校の沿革、歴史
(3) 教職員	● 教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	● キャリア教育への取り組み状況 ● 実習等の取り組み状況 ● 就職支援等への取り組み状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	● 学校行事への取り組み状況 ● 課外活動(ボランティア活動)
(6) 学生の生活支援	● 学生支援への取り組み状況
(7) 学生納付金・修学支援	● 学生納付金の取り扱い(金額、納入時期等) ● 活用できる経済的支援措置の内容等(奨学金、授業料減免等の案内等)
(8) 学校の財務	● 貸借対照表、収支計算書
(9) 学校評価	● 自己評価、学校関係者評価の結果 ● 評価結果を踏まえた改善方策
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	● 学校運営の状況に関するその他の情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他()

URL: <https://nishino-g.ac.jp/>

授業科目等の概要

(教育社会福祉専門課程 精神保健福祉科)															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人体の構造と機能及び疾病	多様な社会問題が増加する社会において、福祉と医療との連携は欠かせない。精神保健福祉士として適切な支援、実のある多職種協働を目指すために医学に関する基本的な知識の習得に留まらず、人の共通性の個性に視点をあてながら、人生の機微に付き合える人材になることを目指す。	1前	30	1	○			○			○	
○			心理学理論と心理的支援	精神保健福祉士と社会福祉士の職務を行う上で、心理学的知見の有無は適切な支援にプラスの影響をもたらすと思われる。そのため、本講義では心理検査・心理療法・一般基礎心理学についての知見を示し、幅広く心理学の領域に触れることを目的とする。	1通	60	2	○			○			○	
○			社会理論と社会システム	困難を抱えている人々の生活を安定・向上させる為には、人々の生活に大きな影響を与える「社会」を的確に捉えていくことが重要である。本授業では、社会学の知見を身につけることを通し、現代社会の実態や将来展望を見通す力を養うことをねらいとする。	3前	30	1	○			○			○	
○			現代社会と福祉	「社会福祉」や「福祉」という言葉はよく耳にするようになったが、必ずしもその考え方や意味を正確に捉えきれていないこともある。本授業では私たちが暮らす社会の中で起きている様々な問題を「社会福祉」という枠組みに照らし合わせて理解することをねらいとする。	1通	60	2	○			○			○	
○			社会調査の基礎	社会福祉の課題は見えにくく、多様性に富んでいる。対象者や分野、仕事内容によっても課題は異なる。本授業では社会調査の基礎を学ぶ事で、社会福祉の課題を明らかにし、支援方法を適切に検討することができる。現場で実践できる調査方法を身に付けてもらう。	3後	30	1	○			○			○	
○			相談援助の基盤と専門職	「ソーシャルワーカーは何をする仕事なの？」という基本的なことについて学ぶと共に、相談援助を行う上での倫理、価値、理論等を具体的な事例をもとにイメージしながら理解する。	1通	60	2	○			○			○	
○			相談援助の理論と方法Ⅰ	多様化してきているニーズに対応していくために、相談援助の展開過程について受理面接にはじまり終結にいたるまでの一連の流れを理解する。ニーズは、その人のみではなく、取り巻く環境も視野に入れ、人と環境の相互作用の概念を理解する。	1通	60	2	○			○			○	

○			相談援助の理論と方法Ⅱ	社会福祉における相談援助職は多様な課題を持つ利用者に対して、さまざまな手法で対応しなければならない。そのために、社会資源の活用方法、アプローチの方法、ケースマネジメント、ネットワーキングなどさまざまな技術を用いることになる。このようなさまざまな相談援助の技術について理解する。	2通	60	2	○			○		○
○			地域福祉の理論と方法	地域福祉の歴史的展開、行政と住民の協働システムづくり、地域福祉を推進する方法論としてのコミュニティソーシャルワーク機能、地域自立生活支援のためのトータルケアについて、事例や具体例とともに理解する。	1通	60	2	○			○		○
○			福祉行財政と福祉計画	福祉専門職には、現場実践における専門性のみならず、計画策定における専門性が求められるようになり、サービスの実施と評価を含む計画全体の運営などについて学習する。	3前	30	1	○			○		○
○			福祉サービスの組織と経営	福祉領域にも「経営」の視点が求められることもあることを理解すると共に、ソーシャルワーカーの労働環境を改善していくための組織のあり方について理解する。	3通	60	2	○			○		○
○			社会保障	より大きな社会保障という枠組みで社会資源を概観すると同時に、実務的なレベルでも使える各種制度の知識を習得する。	2通	60	2	○			○		○
○			高齢者に対する支援と介護保険制度	現代社会における高齢者問題について理解を深めるとともに、高齢者の身体的・心理的特性について理解する。高齢者ケアの理念、施設と在宅のケアの歩みと現状・課題、地域ケアシステムの形成と課題について理解するとともに、介護の概念やその理念などについて理解する。	1通	60	2	○			○		○
○			障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者支援のあり方と視点を学び、なぜ専門性が求められるのか、障害者が求めているものは何かを理解する。	1通	60	2	○			○		○
○			児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度Ⅰ	近年、家族形態が変化し、それに伴い家族の役割・機能も変化してきている。これらの変化は、今日社会問題とされている様々な現象を顕在化させている。本授業は、そうした変化の動向やその背景について学び、児童・家庭福祉の法・制度や理念について学習する。	2前	30	1	○			○		○
○			児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度Ⅱ	本授業は「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度Ⅰ」で学習した知識を基礎とし、「個人-家庭(家族)-社会」の相互作用の観点から社会問題や変化、社会福祉の法・制度とその改正状況を捉えなおし、さらに社会福祉援助者としての役割や援助の視点を考察する。	3前	30	1	○			○		○

○			低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助とは公的責任に基づく生活困窮者に対して、行われる所得保障制度である。現代社会が生み出す貧困・低所得問題に対処するための一連の制度的な取り組みを指し、市民生活を守る社会保障・社会福祉制度の最後のセーフティネットとしての生活保護制度を理解する。	2 前	30	1	○			○		○		
○			保健医療サービス	少子高齢社会、地域格差、生活習慣病の増加などを背景としてわが国では保健医療サービスへの国民のニーズが高まり、その内容も複雑化し、医療サービス体系に大きな変化が生まれた。これまでの歴史的展開を理解しつつ、制度等の知識の獲得を目指す。	1 前	30	1	○			○		○		
○			就労支援サービス	相談援助活動において必要とされる各種の就労支援サービス及び就労支援にかかわる組織、団体などの役割について理解するとともに、それらのネットワークの現状と課題について学ぶ。	2 後	15	1	○			○			○	
○			権利擁護と成年後見制度	社会福祉の分野で重要な成年後見を中心として、社会を取り巻くいろいろな法律について体系的に学ぶ。	3 前	30	1	○			○			○	
○			更生保護制度	「更生保護」は犯罪や非行をした人の立ち直りを支援し、再犯を防ぐ司法の一環である。犯罪や非行をした人が法の償いを終えて生きる場は地域であり、ともに生きるのは地域の人々であり、犯罪をした人の地域での立ち直りや完結を考えてみる。	2 後	15	1	○			○			○	
○			福祉事務所運営論	福祉事務所の公的な性格と機能について理解し、福祉事務所の組織と各職種の業務内容、関係職種・機関との連携について学習する。	3 後	30	1	○			○			○	
○			保健体育・レクリエーションⅠ	スポーツを通して心と体の健康づくりを目指すと共に、レクリエーションの展開技術を習得し、人とのつながりの大切さを学ぶ。	1 前	30	1				○		○		○
○			保健体育・レクリエーションⅡ	スポーツを通して心と体の健康づくりを体得すると共に、レクリエーションの展開技術を向上する。	2 前	30	1				○		○		○
○			保健体育・レクリエーションⅢ	スポーツを通じた心と体の健康づくりや、レクリエーションによって得られる心の豊かさを実感し、他者への提供方法を学ぶ。	3 前	30	1				○		○		○
○			介護概論	超高齢化社会が到来するが、それに伴い介護を必要とする人が増えることが見込まれる。そのため、介護問題は国民にとって重要な課題であり、その課題を担う専門職として「介護概論」を学ぶことで当事者の立場を考えることができるソーシャルワーク及び介護職員や多職種との連携を学ぶ。	2 通	60	2	○			○			○	

○		経済学	本授業は、経済学的な考え方や知識を習得することを目的とします。また、日常生活の身近なテーマを題材としたグループディスカッションを通じて、みなさんが現代の経済・社会をみる眼を養ってもらいたいと考えています。	3 後	30	1	○		○		○	
○		相談援助演習 Ⅰ	相談援助演習は、講義で学習した社会福祉援助技術に関する知識を、具体的な事例、状況、場面を想定し、ロールプレイやグループ討論を通して、より実際に理解し、活用できるようにすることを目的としている。	1 通	80	2		○	○		○	
○		相談援助演習 Ⅱ	相談援助演習Ⅰで学習した内容の発展と、集団支援・地域支援の基本的な理解を目指す。面接技術や、援助過程における注意点などを、体験学習を通し、ソーシャルワーカーとしての力を身につける。	2 通	70	2		○	○		○	
○		相談援助実習 指導Ⅰ	これまで学んだ理論を検証し、社会福祉専門職の自覚を養い、実習効果を上げるための事前学習としての目的を持つ。そして、ソーシャルワーカーの業務や役割について事例を通して理解する。	1 後	30	1		○	○		○	
○		相談援助実習 指導Ⅱ	事前学習でこれまでの学習を復習し、配属実習先の情報収集に努め、実習中は意欲的に現場理解に努め、実習後は報告書の作成や発表を通して、実習の意義と成果を振り返り、社会福祉の知識・理論と実習が一体的な体験となることを目指す。	2 通	60	2		○	○		○	
○		相談援助実習 Ⅰ	社会福祉主事実習・社会福祉施設見学を通じて相談援助に必要な社会福祉に関する法律・制度・政策などや福祉事務所について理解する。	1 後	30	1			○		○	
○		相談援助実習 Ⅱ	これまで学んだ知識・技術を実際の福祉現場で活用し、理解を一層深めるとともにソーシャルワーカーとして福祉専門職を目指す自己の資質を高める。	2 後	184	6			○		○	
○		精神疾患とその治療	精神の働きには様々な要因があり、複雑に絡まりあっているため、基本的な関係について学び、精神医学的な見方、考え方について学習する。また、精神保健の実践に必要な精神医学の知識を身につける。	2 通	60	2	○		○		○	
○		精神保健の課題と支援	精神保健学は、精神の健康、ライフサイクル、精神保健と家族・学校教育・就労関係、精神保健に関する各論、さらに地域精神保健、諸外国の精神保健活動と多岐にわたる。これらを通して精神の健康の重要性を理解する。	2 通	60	2	○		○		○	
○		精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	精神保健福祉士の専門性を熟知し、『総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術』『医療及び多職種、クライアントと協働・連携する相談援助方法の知識と技術』を習得する。	2 後	30	1	○		○		○	

○		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	精神障害者が歴史的に歩んできた道のりは険しいものだった。今日の課題は長期入院を解消し地域生活への移行を一層進めることで、その一助を担う精神保健福祉士が行う地域移行への支援を歴史的背景から、実際に臨床で行うリハビリテーション、面接等の技術を学習する。	1通	60	2	○		○		○	
○		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	本授業は精神障害者を対象とするスペシフィックな技術であるが、その技術は社会福祉技術と分断されたものではないという理解が必要である。社会福祉援助技術をベースとしながら、疾病と障害を併せ持つ精神障害者を対象としたソーシャルワーク全般について学習する。	3通	60	2	○		○		○	
○		精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉士が援助を展開する上で必要不可欠となる制度及びサービス、精神障害者がおかれてきた歴史と今後の課題及び現状等について知識を深める。	1通	60	2	○		○		○	
○		精神障害者の生活支援システム	精神保健福祉論Ⅰを基礎とし、精神に障害のある人々の自立と社会参加、そのための相談支援、居住支援、就労支援の実際、また政策決定への関与等について学習する。	2後	30	1	○		○		○	
○		精神保健福祉援助演習	精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、具体的な相談援助の事例や援助場面を想定したロールプレー等を用いて、精神保健福祉士に求められる総合的な相談援助の知識及び技術、専門性について習得する。	3通	60	2		○		○		○
○		精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	精神保健福祉に関する専門科目を基盤とし、実習現場である精神科病院・クリニックと障害福祉サービス事業所について学習する。	2後	30	1		○		○		○
○		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	精神保健福祉援助実習が円滑に進められるように、講義及び演習を通じて基本的知識や精神障害者に対する援助技術について学び、理解を深める。	3前	60	2		○		○		○
○		精神保健福祉援助実習	実習を通して各自が精神保健福祉士としての自己の資質を高め、専門職としての知識や技術の定着を図る。	3前	150	5			○			○ ○
○		社会・精神福祉総論Ⅰ	1年次から問題に慣れるよう、実際の試験問題に取組み、知識の定着を図る。	1通	15	1	○			○		○
○		社会・精神福祉総論Ⅱ	共通科目及び専門科目の模擬試験にチャレンジした後、解答・解説を通して重要事項を再確認していくことで、在学中から国家試験に合格できる力を身につけていく。	2通	30	1	○			○		○

[illegible]

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべてを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認定する。所定の修業年限以上在学し、課程修了した者には、卒業証書を授与する。	1 学年の学期区分	2期
	1 学期の授業期間	20週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。